

産地生産基盤パワーアップ事業実施要領

制 定 令和 2 年 2 月 28 日 付け 元食産第 4 5 3 6 号
元生産第 1 6 9 7 号
元政統第 1 7 8 1 号
一部改正 令和 3 年 2 月 10 日 付け 2 生産第 1 9 4 2 号
2 政統第 1 9 7 2 号
最終改正 令和 3 年 12 月 21 日 付け 3 農産第 2 0 3 3 号

第 1 事業の内容等

産地生産基盤パワーアップ事業実施要綱（令和 2 年 2 月 28 日 付け 元生産第 1695 号 農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表 1 及び別表 2 の事業の実施に当たっては、実施要綱に定めるもののほか、この要領によるものとする。

I 新市場獲得対策

- 1 新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化
別記 1 に定めるとおりとする。
- 2 園芸作物等の先導的取組支援
別記 2 に定めるとおりとする。

II 収益性向上対策・生産基盤強化対策

別記 3 に定めるとおりとする。

第 2 用語の定義

この要領において使用する用語の定義は、別段の定めがある場合を除き、実施要綱第 3 の定義に定めるところによる。

附 則

- 1 この要領は、令和 2 年 2 月 28 日から施行する。
- 2 この要領の施行に伴い、産地パワーアップ事業実施要領（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 生産第 2391 号、27 政統第 490 号生産局長、政策統括官通知。以下「旧要領」という。）は廃止する。
- 3 旧要領に基づき、令和元年度までに実施した事業又は令和 2 年度以降に実施する事業については、事業実施状況の報告及び事業の評価を除き、なお従前の例による。
- 4 中山間地域所得向上支援対策実施要領（平成 28 年 10 月 11 日付け 28 生産第 1140 号、平成 28 年 10 月 11 日付け 28 農振第 1337 号、令和 2 年 2 月 7 日付け元農会第 702 号農林水産省生産局長、農村振興局長、農林水産技術会議事務局長通知）中「産地パワーアップ事業」及び「産地パワーアップ事業実施要綱（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 生産第 2390 号農林水産事務次官通知）」とあるのは、それぞれ「産地生産基盤パワーアップ事業」及び「産地生産基盤パワーアップ事業実施要綱（令和 2 年 2 月 28 日付け元生産第 1695 号農林水産事務次官依命通知）」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和 3 年 2 月 10 日から施行する。
- 2 この通知による改正前までに実施している事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和 3 年 12 月 21 日から施行する。
- 2 この通知による改正前までに実施している事業については、なお従前の例による。